

平成22年度の政策評価について

○政策評価の枠組みについて……………P1

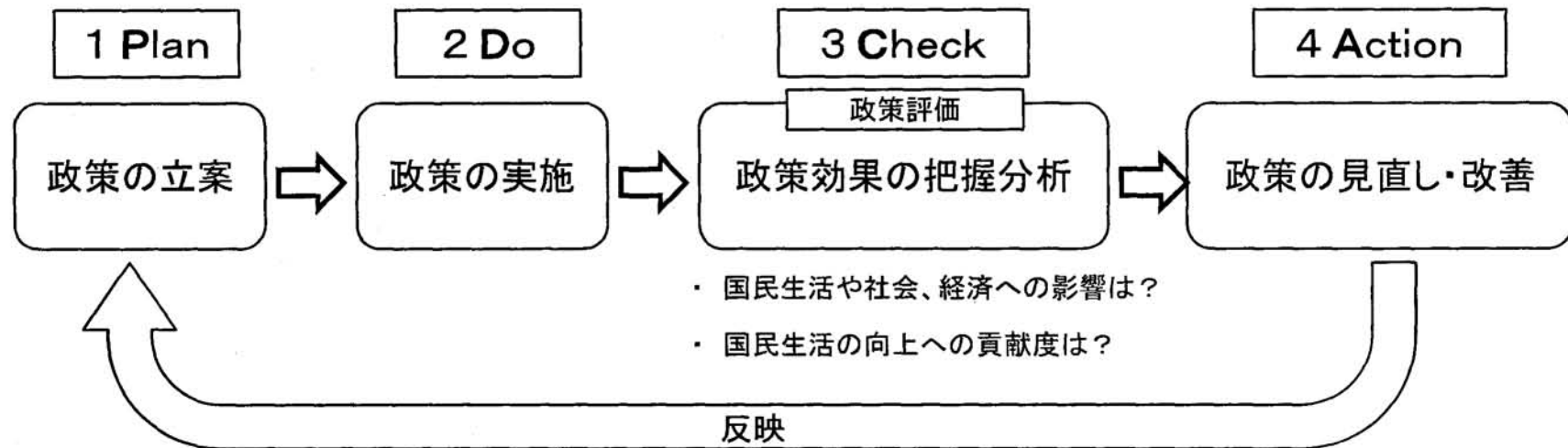
○国立試験研究機関の適切かつ効果的な運営……………P5
を確保すること

○厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な……………P39
実施を確保すること

政策評価の枠組みについて

- 政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に政策効果を把握し、必要性・効率性・有効性等の観点から、自己評価を行い、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものです。
- 政策評価を、新たな政策(予算、組織・定員要求を含む)の企画立案【Plan】—実施【Do】—評価【Check】—見直し・改善【Action】を主要な要素とする政策のマネジメントサイクルの中に明確に組み込み、実施することにより、政策の質の向上や職員の意識改革などが進み、効率的で質の高い成果重視の行政が実現されるとともに、国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底につながります。

PDCAによる政策マネジメントサイクル



※ 政策評価は、政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼を一層向上させることを目的として制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づいて実施されています。

厚生労働省 政策の改善への取組

— 政策評価の拡充 —

平成22年度～

厚生労働省では、行政評価法（※）に基づき、施策ごとに評価を行い、その結果を予算要求等へ反映させる政策評価を実施。以下のとおり、Checkの仕組みの拡充を行い、施策の改善に結びつける。

P
D
C
A

(1) 現状把握の徹底【担当部局】 →改善できるものはすぐに施策へ反映

担当部局が施策の実施状況をより迅速・こまめに把握する仕組みを構築
—事業者からの報告聴取、苦情・相談の分析、自治体職員との交流等

(2) アフターサービス室の設置 →改善できるものはすぐに施策へ反映

外部の有識者で構成されるアフターサービス室を設置
—施策の実施状況の把握、効果の測定等を行い、担当部局へ報告

(3) 有識者による評価内容のチェック【第3者】

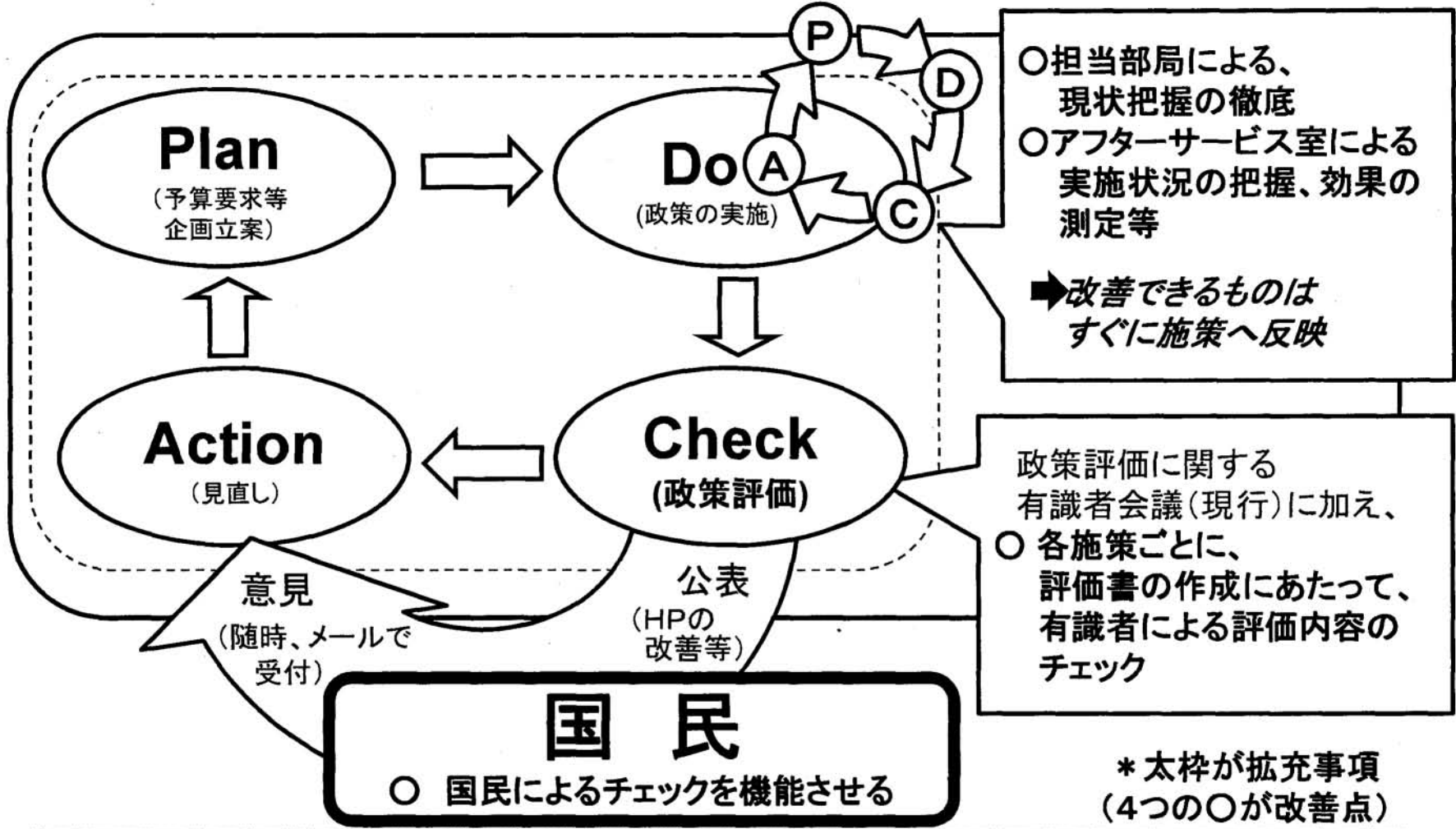
現行の有識者会議に加え、各施策ごとに、評価書の作成にあたって外部の有識者の意見を聴取—審議会に諮る、有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者、マスコミ関係者等)に個別又は検討会を立ち上げ依頼する等

(4) 国民によるチェックを機能させる →国民を向いた行政運営へ

国民に伝える—評価書の様式の改善・HPの改善(分かりやすいものへ)
国民の意見を拝聴する—HPにおいて、政策評価の方法や評価結果に関する御意見を随時メールで受け付ける

※ 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)

厚生労働省における政策評価の拡充（平成22年度～）



- 【政策評価制度の目的】
- ① 国民に対する行政の説明責任を果たすこと
 - ② 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
 - ③ 国民の視点に立ち、成果重視の行政を実現すること

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命	
<p>厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。</p>	
基本目標	
I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
II	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
III	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
IV	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
V	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
VIII	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
XI	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
XII	国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること